

横芝町の高齢者介護予防・生活支援事業

	ホームヘルプサービス	ショートステイ	デイサービス	配食サービス	寝具洗濯乾燥サービス	紙おむつ支給事業	日常生活用具の貸与	はり・きゅう・マッサージ利用助成	福祉タクシー利用助成
内 容	調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助	家族が病気や冠婚葬祭、旅行等で在宅の高齢者を介護できないとき、一時的に老人ホームに入所する。	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、デイサービスセンターで日常動作訓練、趣味活動を実施（送迎・食事・入浴サービスあり）	調理が大変な高齢者を定期的に訪問して、栄養のバランスのとれたお弁当をお届けし、からだの様子も伺う。	寝具の衛生管理のため、水洗いや乾燥消毒車による乾燥消毒サービスを行う。	ねたきり高齢者等の家族に対し、紙おむつを支給する。（入院・施設入所者は除きます。）	ベッド・車いす・床ずれ防止マット・緊急通報装置などの貸し出し	役場に登録している施設で、はり・きゅう・マッサージ等を施術したとき、費用の一部を助成	からだに重い障害のある人の生活範囲を広げるため、通院・会合等のため利用したタクシー代の一部を助成
利用回数	1回2時間程度 週5日以内	原則として7日以内 （延長あり）	週2回以内	月3回	乾燥消毒 月2回 水洗い 年2回	一日当たり2枚	貸出期間は6か月 （延長あり）	1枚1,000円の利 用券を交付 月2枚まで	1回当たり1,000円 月4回まで
対象者	①おおむね65歳以上の援護を必要とする人 ②からだに障害のある人	やむ得ない理由により措置を必要とする、おおむね65歳以上の 人	①おおむね65歳以上の援護を必要とする人 ②からだに障害のある人	①ひとり暮らし ②高齢者世帯 ③とも前年度分市町村民 税非課税世帯に限る	①ひとり暮らし ②高齢者世帯 ③とも前年度分市町村民 税非課税世帯に限る	前年度分市町村民税非課税世帯	おおむね65歳以上の援護を必要とする人	おおむね65歳以上の援護を必要とする人 （医療保険により施術を受けている方は除きます。）	①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人 ②療育手帳A・A1・A2をお持ちの人
利用料	1時間当たり 前年度分市町村民税 非課税世帯 153円 課税世帯 208円	1日当たり 1,730円	1回当たり 坂田苑 660円 第二松丘園 800円	1回（食）当たり 100円	乾燥消毒 1組 125円 水洗い 1枚 157円	支給品総額の5%相 当額	無料		
申し込み先	保健福祉課福祉係 ☎82-8817		保健福祉課福祉係 ☎82-8817		保健福祉課福祉係 ☎82-6545			保健福祉課福祉係 ☎82-8817	

*注意 いずれのサービスも、介護保険制度により介護サービスが受けられるときは、介護保険が優先されます。